

評価基準書

1. 評価の方法

「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」の内容等をもとに審査を行い「出席委員1人あたりの評価点数×出席委員」として算出した点数が「出席委員1人あたりの上限配点×出席委員」（以下、満点という）の60%以上（小数点以下切上げ）である団体等を委託団体等として決定する。点数が満点の60%以上（小数点以下切上げ）に満たない場合は、不合格とする。

また、評価及び委託団体等の選定については、「川崎市住民主体による要支援者等支援事業実施団体等選定審査委員会」において選定する。

2. 評価点（合計30点×出席委員数）

「提案書」、「要件確認書」、「プレゼンテーション」及び「見積書」をもとに、審査委員会が提案内容等の審査及び採点を行う。審査に当たっては、全出席委員の採点結果の合計点とし、満点の60%（小数点以下切上げ）以上である団体等を委託団体等として決定する。

要件確認書において「×」の数が1以上ある場合についても不合格とする場合がある。

(1) 点数配分の考え方

委員1人あたりの採点項目の各評価項目に配分する得点は、次のように設定する。

評価項目	上限配点	比重
団体概要	3	10%
履行場所	3	10%
情報セキュリティ	3	10%
緊急時の体制	3	10%
委託料の使用用途	3	10%
活動実績	13	43%
その他評価	2	7%
合計	30	100%

(2) 各評価項目の評価点

採点は提案内容の妥当性、適合性、実現性などの視点から評価項目単位に「0～5」「0～4」「0～3」「0～2」で評価を行う。項目ごとの評価については「採点項目」を参照。

(3) 見積書について

提案書の内容に基づき、業務委託の費用を算出すること。
金額は消費税及び地方消費税を抜き、単位を円で記述する。
見積書の作成について

本事業に係る委託料については支援した対象者（川崎市住民主体による要支援者等支援事業実施要綱第7条第1項）1件につき支払う単価契約とする。
提案者は団体等の活動時間等に応じていずれかの単価上限ひとつを選択し、見積書に選択した単価上限以内の金額で記載すること（単価上限と同額も可）。

1日あたりの活動時間 単価上限
（活動場所の確保に費用が発生する場合、または自宅）
1時間30分以上3時間未満 1,540円/件
3時間以上5時間未満 2,060円/件
5時間以上 3,390円/件

1日あたりの活動時間 単価上限
（活動場所の確保に費用が発生しない場合）
1時間30分以上3時間未満 1,040円/件
3時間以上5時間未満 1,560円/件
5時間以上 2,890円/件

前項に規定する支援した対象者について、当該者と協働による調理や洗濯、入浴に関する自立生活支援を行った場合について、または、自宅まで付き添い支援を行った場合は支援した対象者1件につき1日あたり2回を限度とし、それぞれの実施に応じて次の単価を上限に加えることができる。提案者は団体等が実施する内容に応じて、それぞれ次の単価上限以内の金額で、見積書に記載すること（単価上限と同額も可）。

なお、いずれか、またはいずれかの加算も実施しない場合、実施しない加算は、見積書への記載は不要。

支援内容 単価上限
自立生活支援加算 500円/件
付き添い支援加算 500円/回
電話による見守り支援 500円/件
専門機関・専門職に繋げる支援 1,000円/件

また、提案金額に対し、審査委員会から本委託業務の確実な遂行について疑義の証明がなされた際には、当該参加者に照会を行う。照会の結果、当該内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、その者を失格とする場合がある。